

公 安 委 員 会	「道路交通法施行規則の一部を 改正する内閣府令案」について	平成29年10月19日 交 通 企 画 課
説明資料No. 1		

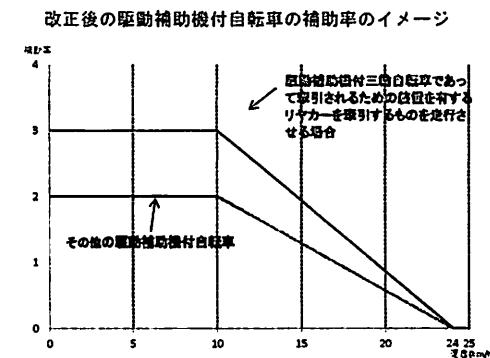
1 趣旨

産業競争力強化法に基づく新事業活動の結果及び手動車椅子に係る日本工業規格の改正等を踏まえて、道路交通法施行規則を改正するもの。

2 内容

(1) 人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準の改正

人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準について、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率（以下「補助率」という。）が最大で2とされているところ、三輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合には、補助率を最大で3とする。



(2) 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準の改正

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さが109センチメートルを超えないこととされているところ、手動車椅子の日本工業規格（J I S T 9201）が見直されたこと等を受け、同基準について、高さが120センチメートルを超えないこととする。

(3) 今後の予定

10月30日 公布及び施行

3 意見公募手続の実施結果

9月4日（月）から10月3日（火）まで意見公募手続を実施した結果、30件の意見が寄せられた。

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	殉職事案の発生について	平成29年10月19日 首 席 監 察 官
------------------------	-------------	--------------------------

1 殉職警察官

愛媛県 警察署

巡査

2 発生日時・場所

(1) 日時：平成29年

(2) 場所：愛媛県松山市

3 事業概要

殉職警察官は、パトカーに乗車中、道路交通法違反（横断歩行者等妨害）を現認したことから、パトカー相勤者が違反者に対応する間、当該歩行者から事情聴取を行うため、徒歩にて追跡し、上記交差点に進行したところ、左側から走行してきた事業用普通貨物自動車と衝突し、同日、搬送先の病院において死亡が確認されたもの。

公 安 委 員 会	平成29年度全国警察柔道大会及び 全国警察剣道大会の結果について	平成29年10月19日
説明資料No. 3		人 事 課

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月17日（火）
- (2) 剣道大会 10月16日（月）

2 開催場所

日本武道館

3 開催結果

- (1) 柔道大会

区 分	優 勝	第 2 位	第 3 位
第 1 部	兵庫県警察	大阪府警察	福岡県警察
第 2 部	熊本県警察	愛媛県警察	鹿児島県警察
第 3 部	沖縄県警察	香川県警察	栃木県警察

- (2) 剣道大会

区 分	優 勝	第 2 位	第 3 位
第 1 部	大阪府警察	警 視 庁	神奈川県警察
第 2 部	愛知県警察	兵庫県警察	岐阜県警察
第 3 部	鹿児島県警察	福井県警察	三重県警察
女子の部	大阪府警察	神奈川県警察	警 視 庁

- (3) 全勝賞

区 分	所 属	階 級	氏 名
柔 道(3部)	沖縄県警察	巡査部長	
剣 道(1部)	大阪府警察	巡査長	
剣 道(1部)	大阪府警察	巡査長	
剣 道(1部)	警 視 庁	巡 查	
剣 道(2部)	兵庫県警察	巡査長	

公 安 委 員 会	会計検査院の平成28年度決算検査	平成29年10月19日
説明資料No. 4	報告(見込)について	会 計 課

会計検査院の平成28年度決算検査報告において、「都道府県警察に配分したDNA型鑑定に用いる分注機及び一括定量装置」について「処置済事項」として検査結果が掲記され、本年11月上旬に内閣に送付される見込みである。

1 検査対象の概要

警察では、捜査活動における被疑者等の特定を目的としたDNA型鑑定による個人識別のため、鑑定装置を各都道府県警察の科学捜査研究所に配分している。

会計実地検査は、鑑定装置のうち、増加傾向にあった鑑定需要に対応するため、鑑定業務の負担を軽減して行えるよう配分した、多数の資料を一括して処理する機能を有する鑑定装置を対象として行われた。

2 検査結果の概要

鑑定数が少ない県警察においては、他の鑑定装置を使用することで処理が可能であったことなどから、本件検査対象となった鑑定装置である分注機及び一括定量装置の一部が全く使用されていない状況が認められた。

また、警察庁では、この使用状況を把握しておらず、活用に向けた検討が十分でなかった事態は適切ではなく、改善の必要がある。

3 講じた改善措置

警察庁においては、既に通達を発するなどして、鑑定装置の活用状況に問題がある場合に改善の方策を検討するための態勢を構築するとともに、指摘された鑑定装置についても、活用が見込まれないものは管理換を推進するなど、必要な措置を講じている。

公安委員会 説明資料No. 5	平成29年上半期における コミュニティサイト等に起因する 事犯の現状と対策について	平成29年10月19日 情報技術犯罪対策課 少 年 課
--------------------	---	-----------------------------------

1 被害児童数の推移（資料1）

- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は919人。平成20年以降、増加傾向が継続しており、過去最多の被害児童数。
- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は13人。平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向にあるところ、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等により更に減少。

2 コミュニティサイトにおける被害児童の状況

- 罪種別では、児童買春及び児童ポルノの被害児童数が増加傾向。（資料2）
- サイト種別では、「複数交流系」が最も多く、次いで「チャット系」。（資料6）
- Twitterに起因する被害児童数は327人で、全被害児童の3分の1強を占める。（資料10）
- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といった援助交際に関連する理由が約4割。（資料8-1）
- インターネット利用等に関して、学校で「指導を受けたことはない」又は「覚えていない」と回答した児童が約半数。（資料8-2）
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち9割以上が被害当時にフィルタリングを利用せず。（資料9）
- フィルタリングを利用しなかった理由について、「子供を信用している」、「子供に反対された」等と回答した保護者が多く見られた。（資料9）

3 対策

(1) 事業者による協議会の活動支援等

- ・ 16事業者が参加する「青少年ネット利用環境整備協議会」が本年7月26日に発足。参加事業者による情報共有、調査研究、広報啓発等自主的な児童被害防止対策を推進。（原則として月1回の開催）
- ・ 協力官庁として警察も同協議会に参画し、児童被害の事例等を提供。

(2) サイバー防犯ボランティアを活用した各種対策の推進

- ・ サイバーパトロールによる不適切な書き込みの発見と事業者への通報（本年7月から9月までの間に44団体で集中的に実施、約1万6,000件を通報）
- ・ 警察や事業者と連携した教育、広報啓発活動の推進

(3) 補導活動及び取締りの推進

- ・ サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- ・ 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

(4) 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進

- ・ フィルタリングの更なる普及促進に向けた連携
- ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

公 安 委 員 会	特定異性接客営業等の規制に 関する条例違反事件の検挙について	平成29年10月19日
説明資料No. 6		少 年 課

警視庁は、本年7月1日に東京都が施行した特定異性接客営業等の規制に関する条例を初適用し、本年10月14日、無店舗型特定異性接客営業（以下「無店舗型JKビジネス店」という。）の経営者1名を検挙した。

1 被疑者

住 居 不定
職 業 無店舗型JKビジネス店経営者
氏 名 27歳

2 被害児童

高校生 A女 17歳

3 事件の概要

被疑者は、無店舗型JKビジネス店の経営者であるが、A女（17歳）の年齢を確認しないで従業員として雇い、平成29年10月8日、池袋駅北口において、同児童の派遣を依頼してきた遊客と同伴する接客営業に従事させたもの。

4 適用罰条等

特定異性接客営業等の規制に関する条例違反
同条例第8条第2項第1号（禁止行為）
同条例第20条第2項第2号（罰則）
6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
同条例第21条（年齢知情）

5 今後の取組

警視庁では、上記事件のほか、今月17日、別の無店舗型JKビジネス店の経営者1名を、16歳の児童を遊客を接待する役務に従事させたとして、本条例違反により検挙している。

今後とも、全国警察において、「子供の性被害防止プラン」及び「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に対する今後の対策」を踏まえ、「JKビジネス」の営業実態の把握に努め、厳正な取り締まり等各種の対策を推進する。